

高千穂町国保病院と日之影町国保病院の 来年4月からの構成について

高千穂町国保病院

長期の療養が必要な患者さんが入院する「療養病床」が、病気の発症やケガに対する治療を中心として行う「一般病床」になります。
（この場合、入院患者さんの入院期間は、平均21日以内とすることとされています）

日之影町国保病院

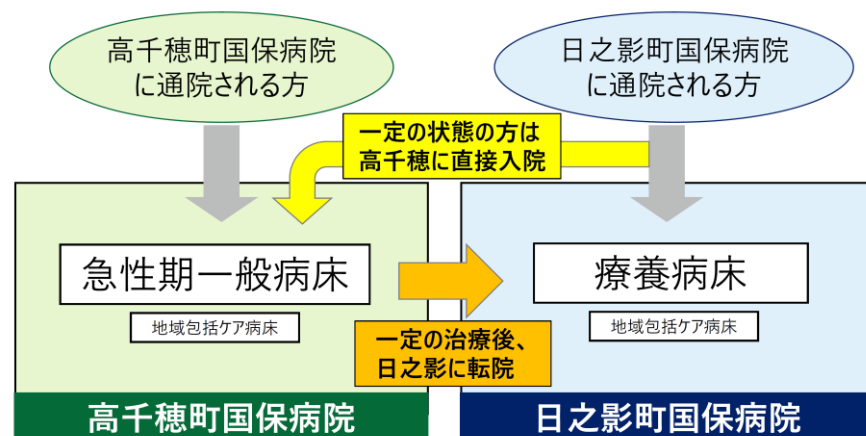
「一般病床」が、「療養病床」になります。



「一般病床」の機能が高千穂に、「療養病床」の機能が日之影に集約されるため、日之影町の住民の方でも症状によっては高千穂町国保病院に直接入院していただくことになります。

また、高千穂町国保病院に入院された方は、一定の治療が終わった後は基本的に日之影町国保病院に転院していただくか、退院していただくことになります。

【来年4月からの入院のイメージ】



※ 五ヶ瀬町国保病院に入院（通院）されている方については、来年4月以降新たに条件を整理したうえで、同様に転院をお願いすることになります。
（時期等については、改めてご案内させていただきます）

外来（通院）について

外来（通院）の体制は来年4月以降も変わりませんので、これまでどおりそれぞれの病院を受診していただけます。

今後の日程について

病床機能の転換は来年4月からを予定しておりますが、新たな病床機能を国に届け出るためには、来年1月から3月にかけての3か月間、それぞれの病院の患者さんの状態を4月からの基準に合うように調整するための「準備期間」を設ける必要があります。

このため、高千穂町国保病院及び日之影町国保病院の入院患者さんについて、下記の時期に転院をお願いする方が出てきます。

今年12月頃：2つの病院の患者さんの状態を基準に合わせるために、2病院間で患者さんの転院をお願いする場合があります。

来年3月頃：高千穂町国保病院の療養病床に入院されている患者さんには、日之影町国保病院への転院（または施設への入居や退院）をお願いすることになります。

今後皆様に御協力をお願いすること

1 今年の12月に、対象となる患者さんには直接転院のお願いをさせていただきますので、御協力をお願いします。

※対象となる患者さんについては、裏面の「問2」をご覧ください。

2 来年2月から3月にかけて、高千穂町国保病院の療養病床に入院されている患者さんには、日之影町国保病院への転院（または施設への入居や退院）をお願いすることになります。

（施設への入居等について不安のある方については、高千穂町国保病院の地域連携室まで御相談ください）

西臼杵3公立病院の入院機能転換について

西臼杵郡の3公立病院（高千穂町国保病院、日之影町国保病院及び五ヶ瀬町国保病院）につきましては、令和3年10月に発表した「西臼杵地域における医療連携に係る基本構想」（以下、「基本構想」といいます）に基づき、検討を進めてまいりましたが、このたび高千穂町国保病院と日之影町国保病院の入院機能の転換に取り組むことになりました。

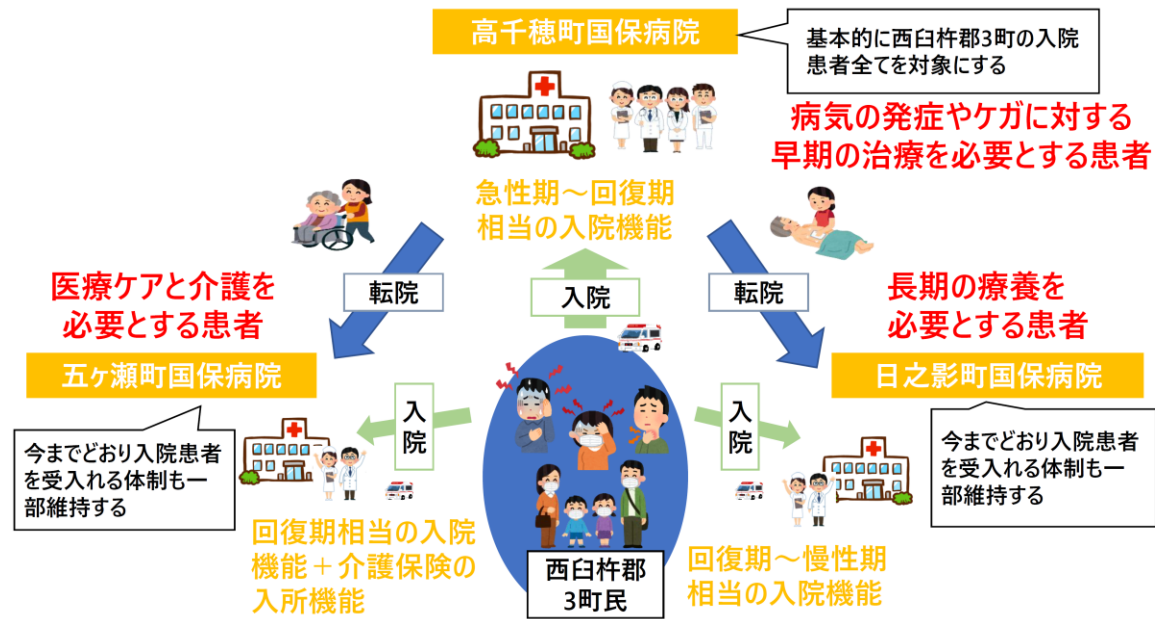
今後、住民の皆様には2病院間の転院など、ご不便をおかけすることもございますが、西臼杵郡の地域医療体制を今後も維持していくため、御協力をお願いいたします。

統合再編について

今後、西臼杵郡の3公立病院では、それぞれの病院の役割分担を行い、現在郡外に入院されている患者さんを今後できるだけ受け入れられるような体制を整えていくこととしています。

この取り組みを進めることで、今後人口が減少していく中であっても郡内の医療提供体制と機能を維持し、住民のみなさまができる限り郡内で診療を受けられるようにしていくことを目指しています。

【3公立病院の役割分担のイメージ】



問1 なぜ高千穂町国保病院と日之影町国保だけ1年早く転換を進めるの？

答1 高千穂と日之影においては、それぞれの病棟の機能を一部入れ替える大規模な転換を行うことから、運用について今後十分な検討を行う必要があります。

このため、できるだけ早い時期に転換を行い、課題が出た場合には速やかに改善するためにこの時期の転換となりました。

なお、五ヶ瀬においてはこれらの病院ほど大規模な転換にはならないため、高千穂と日之影の状況を見ながら来年4月以降に手続きを進めることとしています。

問2 12月に転院する患者はどのような患者か？

答2 「準備期間」の条件を満たす患者さんについて、病院側で選定のうえ個別にお願いをさせていただきます。

（主に、高千穂町国保病院の療養病棟に入院している患者さんを想定しています）

問3 3月に転院する患者はどのような患者か？

答3 病院の機能が変わるため、高千穂町国保病院には長期の療養を必要とする患者さんに入院していただくことが原則としてできなくなります。

このため、これらの患者さんは日之影国保病院や介護施設等に転院していただくか、退院をお願いすることになります。

問4 お願いされたら、どうしても転院しなければならないの？

答4 強制ではありませんが、例えば機能転換後に高千穂町国保病院に長期入院の患者さんが多くなった場合、必要とする診療報酬が受けられず大きな収入減となり、長期的には医療提供体制の存続自体に影響を及ぼすことなども懸念されるため、できるだけ御協力をお願いしたいと考えております。

問5 転院は自分でしなければいけないの？

答5 転院等に係る手続もありますので、基本的にはご家族等による転院をお願いすることになります。

西臼杵地域公立病院統合再編準備室

〒 882-1192 高千穂町大字三田井13（高千穂町役場内）
電話 0982-82-2004 FAX 0982-82-2033
E-mail kyunbishitu@town-takachiho.jp
HP : https://www.towntakachiho.jp/top/soshiki/fukushihoken/3hp_tougousaihen/inuex.nuun